

はじめに

私たちの飯田市は、「環境文化都市」を宣言し、常に人と自然の関わりを見つめながら、日常生活から事業活動まですべての営みが自然と調和するまちづくりを目指して環境政策を展開しています。この環境政策の指針となっているのは、平成8(1996)年に定めた飯田市環境基本条例と、21'いいだ環境プランです。これらは、いずれも人類共通の課題である今日の環境問題に対して地域全体で取り組み、持続可能なまちづくりを進めていくことを基本理念としています。

今日の環境問題は、地球温暖化の深刻化、生物多様性の低下、ごみ問題など、日常生活や事業活動による環境への負荷の増大に起因するものが多くなっています。そして、その原因や影響は複雑で多岐に渡り、地球全体に及ぶ空間的な広がり、過去の世代から将来にまで及ぶ時間的な広がりを持っています。また、私たち自身が被害者であると同時に加害者でもあるという側面も持っています。

21'いいだ環境プランでは、策定当初に次のような環境像や施策目標などを示し、施策の展開を始めました。これらは多少の変更はあるものの、今日に至るまで飯田市の環境行政の基盤となっています。

- ◆望ましい環境像：
「空あかるく風にほやかなるまち、いいだ」
- ◆政策展開の理念：
循環・共生・参加・個性

- ◆政策展開の方針：
「きづかいのまちづくり」
- ◆施策目標(柱)：
「廃棄物の削減と適正処理」「地球環境問題への対応」「緑の保全と創出」
「良好な景観の形成」「安全なまちづくり」
「意識づくり」

21'いいだ環境プランは、平成14(2002)年、平成20(2008)年、平成24(2012)年にそれぞれ改訂が行われてきました。改訂の過程において、行政、事業者、市民が協働しながら、ごみ処理費用負担制度の導入、容器包装などのリサイクルの推進、太陽光発電設備の普及、森林の整備、環境マネジメントシステム¹の展開などに取り組み、次第に深化させて今日に至っています。

一方、平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災は、故郷の自然、地域社会、人々の暮らしと命を一瞬にして破壊し、私たちに自然の猛威と人知の未熟さを痛感させました。同時に、私たちの生活は、普段は意識していなくても、母なる自然の営みによる、多様な生命のつながりの中で営まれていることを再確認しました。

私たちは、人と自然との関わりの意味をこれまでとは違う重さで受け止め、日常生活から事業活動までのすべての営みが自然と調和することの大切さを改めて考える必要があります。今こそ、現在の経済社会システムや生活様式を

¹ 環境マネジメントシステム:組織や事業者が、その運営や経営の中で環境保全や環境に関する指針を設定し、総合的に取り組みを進めていく仕組み。

見直していく「環境優先の時代」が到来しているといえます。

環境問題の解決への道のりは、長く険しいものがあります。しかし、私たちは、「環境」をすべての基本に置いて、持続可能な社会の構築を目指さなければなりません。そのためには、国、地方自治体はもとより、地域、事業者、市民などの全ての主体が、公平に役割を分担し、絆を強め、共に「飯田らしい環境を創る」とい

う段階に歩みを進めるべきです。

飯田市は、リニア時代にふさわしい「小さな世界都市・多機能高付加価値都市圏²」を目指し、新たな歩みを始めました。環境先進都市として評価されている現在の飯田市の取組みを更に発展させ、長期的な都市像である「環境文化都市³」を目指したまちづくりを進めるため、21'いいだ環境プランの第4次改訂を行います。

第4次改訂の狙い

- (1) 21'いいだ環境プラン第4次改訂は、第3次改訂版の対象期間(平成24(2012)年4月～平成29(2017)年3月)の満了に伴って行います。
- (2) 第3次改訂版の対象期間中には、以下に掲げる環境政策を取り巻く状況の変化があったほか、今後の予定も明らかになっています。これらを今回の改訂に反映させるとともに、飯田市の基本構想および政策施策の体系を定める計画「いいだ未来デザイン2028」(以下「いいだ未来デザイン2028」という。)の策定に合わせて改訂を行うものです。

◆新規事項

- ① 飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例の施行(平成25(2013)年度)
- ② 飯田市ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例の施行(平成26(2014)年度)
- ③ 南アルプスがユネスコエコパーク⁴に登録(平成26(2014)年度)
- ④ 南信州広域連合が建設するごみ中間処理施設(稲葉クリーンセンター)への移行に伴うごみ分別内容等の変更(平成29(2017)年9月予定)
- ⑤ リニア中央新幹線計画の具体化

² 小さな世界都市・多機能高付加価値都市圏:「リニア将来ビジョン(平成22(2010)年11月リニア将来構想検討会議策定)」に位置付けられた対外的にめざす地域像のひとつで、地域のブランドを確立した先駆的なモデル都市。

³ 環境文化都市:長期的に環境を優先した意識を持ち、自然環境や文化を活かした人も自然も輝く個性あるまちとして目指す都市像として平成19(2007)年3月に宣言したもの。(P12に記載)

⁴ ユネスコエコパーク:生物圏保存地域(Biosphere Reserves:BR)をいい、昭和51(1976)年にユネスコ(国際連合教育科学文化機構)が開始した。ユネスコの自然科学セクターで実施される「ユネスコ人間と生物圏(MAB:Man and the Biosphere)計画」における一事業として実施されている。生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的としており、保護・保全だけでなく自然と人間社会の共生に重点が置かれている。

◆見直し事項

- ①飯田市環境モデル都市行動計画が第2次に移行(平成26(2014)年度)
- ②飯田市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の策定(平成29(2017)年度)
- ③飯田市分別収集計画の策定(平成26(2014)年度)(平成29(2017)年度)
- ④環境保全条例の改正(平成25(2013)年度)※屋外堆積場を主とした改正
- ⑤下水道整備基本計画が終了し、第1次飯田市下水道事業経営計画へ移行(平成26(2014)年度)
- ⑥ISO 14001が2015年版に改訂(平成27(2015)年度)

(3) 世界的には、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)⁵から、第5次評価報告書(AR5)が提出され、これを受けて気候変動枠組条約⁶第21回締約国会議(COP21)において、「パリ協定⁷」が採択され、平成28(2016)年11月4日に発効したことも考慮すべき事項です。

(4) 上記第5次報告書を受け、政府からも平成28(2016)年5月に「気候変動の影響への適応計画」が示され、気候変動への適応策の重要性が増し、長期的な課題となっています。

(5) 飯田市の施策は、「いいだ未来デザイン2028」に基づき、「環境」をすべての基本において行うため、第3次改訂版同様、このプランの進行管理は「いいだ未来デザイン2028」および飯田市環境マネジメントシステムによる進行管理と連動させて行います。

21'いいだ環境プランのこれまでの歩み

●21'いいだ環境プラン(対象期間：平成8(1996)年12月～平成14(2002)年7月)

「21'いいだ環境プラン」は、「環境文化都市」を目指す都市像として掲げた第4次飯田市基本構想における、環境政策分野の総合的行政計画として策定しました。

◆主な取組み

- ①3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進のため、ごみ処理費用負担制度を導入し、分別の徹底を図りました。
- ②住宅用太陽光発電設備や太陽熱温水器の設置補助制度を導入しました。平成28(2016)年3月末現在、太陽光発電は、世帯数の8.3%程度にまで普及しています。

⁵ 気候変動に関する政府間パネル(IPCC):地球温暖化をはじめとした気候変動の科学的な研究の収集や整理を行い、気候変動について科学的な知見を広く提供・公開を行う国連の機関。

⁶ 気候変動枠組条約:地球温暖化問題に関する国際的な枠組みを設定した多国間で結ばれた環境条約のことで、大気中の温室効果ガス濃度を安定させることを目的としている。

⁷ パリ協定:「世界の平均気温上昇を2℃未満に抑える」ことを全体目標とした、途上国を含むすべての国が参加する2020年以降の新たな温暖化対策についての協定。平成28(2016)年11月4日発効。日本は同月8日に批准。

- ③市の公用車に、ハイブリッド車⁸の導入を始めました。
- ④緑化樹木選定指針に基づき、街路樹や公共施設などの植樹を行うようにしました。
- ⑤環境教育と里山保全の場として、各学校で学友林の整備を行いました。
- ⑥水質汚濁防止や騒音対策などを進めるために、定期的な観測測定を行うようにしました。
- ⑦市民が積極的に身近な環境保全に関われるように、飯田市環境調査員(以下「環境チェッカー」という。)制度を導入しました。
- ⑧市民同士が環境について学び合えるように、環境アドバイザー制度⁹を設けました。
- ⑨市役所がISO 14001¹⁰を認証取得するとともに、「地域ぐるみでISOへ挑戦しよう研究会(現:地域ぐるみ環境ISO研究会)」に加入し、日常的な環境負荷の低減に取り組むようになりました。
- ⑩市内の企業が開発した環境配慮型製品を「ぐりいいんだ」として認定し、公表する制度を設けました。

●第1次改訂版(対象期間：平成14(2002)年8月～平成20(2008)年2月)

基本的な部分を継承しつつ、市民の主体的な参加を得て、内容を見直しました。

◆主な取り組み

- ①桐林クリーンセンター建設に伴い、ごみの資源化や分別の適正化に努めた結果、廃棄物の減量が進むようになってきました。
- ②木質バイオマス¹¹利用への取り組みを始め、公共施設へのストーブ、ボイラーの設置や住宅向け補助制度を導入しました。
- ③環境省の「環境と経済の好循環のまちモデル事業(通称:「平成のまほろば」まちづくり事業)」の採択を受け、太陽光市民共同発電プロジェクト¹²やESCO事業¹³が動き出すなど、自然エネルギー利用や省エネルギーへの取り組みが大きく前進しました。
- ④飯田市景観条例や飯田市緑の育成条例が施行され、市街地の緑化や景観形成を、計画的かつ市民参加で実施していく仕組みが動き出しました。
- ⑤地域自治組織が発足し、環境保全や防災などでの地域の主体的な活動が大きくなりました。

⁸ ハイブリッド車:エンジンとモーターなどの二種類の異なる動力源を搭載した自動車。(HV=Hybrid Vehicle)

⁹ 環境アドバイザー制度:環境の保全及び創造に関して、専門的な知識や技術を有する方を支援したり、市民の方へ紹介するための飯田市の制度。

¹⁰ ISO 14001:国際標準化機構(本部=スイス・ジュネーブ)が定める環境マネジメントシステムの国際規格のこと。(ISO=International Organization for Standardization)

¹¹ 木質バイオマス:樹木由来の生物資源のこと。伐採された樹木や枝葉、製材で生じる樹皮、のこずなどを指す。

¹² 太陽光市民共同発電プロジェクト:公共施設に設置した発電設備で発電した電気を、その施設の利用者が利用することで環境に貢献できることとした公民協働によるプロジェクト名。

¹³ ESCO事業:Energy Service Companyの略で、顧客の光熱水費等の経費削減を行い、その削減実績から対価を得るサービスを提供する企業などのこと。

- ⑥環境自治体会議¹⁴いいだ会議の開催やこども環境会議など、環境のまちづくりを学び合う場が設けられ、多くの市民が参加し、自分たちの取組みを再確認しました。
- ⑦NPO/NGOが主催する「日本の環境首都コンテスト¹⁵」において、度々表彰されるようになり、環境への取組みが全国に知られるようになりました。
- ⑧市役所がISO 14001の運用を、自己適合宣言に切り替えました。
- ⑨「地域ぐるみ環境ISO研究会」が、地域簡易版のEMS¹⁶「南信州いいむす21¹⁷」を構築し、地域内の事業所への普及を始めました。平成28(2016)年3月現在、61事業所が取得しています。

●第2次改訂版(対象期間：平成20(2008)年3月～平成24(2012)年3月)

飯田市第5次基本構想基本計画の策定と「環境文化都市宣言」を受けて改訂を行いました。市民参加による内容の見直しなどを行い、施策の柱の一つである「各分野を支える基盤的施策」を「環境と経済が好循環したまちづくり」に変更し、また、リーディング事業¹⁸を設けました。さらに、期間中に内閣府から「環境モデル都市¹⁹」に選定され、自然エネルギー利用の普及を強化するとともに、公民協働で事業を行っていくという方向が定まりました。

◆主な取組み

- ①平成20(2008)年度に内閣府から「環境モデル都市」に選定されました。
- ②平成22(2010)年度の第10回(最終回)「日本の環境首都コンテスト」において「明日(あした)の環境首都賞」を受賞しました。
- ③南信州地域において、買い物時のレジ袋削減の取組みとして、レジ袋有料化を導入しました。今では、マイバッグ持参が定着しています。
- ④新最終処分場(グリーンバレー千代)が整備され、ごみの減量化(リデュース)への取組みが強化されました。
- ⑤桐林クリーンセンター敷地内に広域連合が「リサイクルセンター」を整備し、リユースへの取組みを強化し始めました。

¹⁴ 環境自治体会議:地球環境問題の解決に向けて重要な役割を担うのは、基礎自治体であるという考えに基づき、環境政策の推進を目指し、基礎自治体間で連携するために設立された組織。

¹⁵ 日本の環境首都コンテスト:ドイツで実施されたコンテストを参考に、市民の視点からの環境自治体づくり支援や環境問題に関する情報の相互交換の促進を目的としたコンテスト。

¹⁶ EMS:環境マネジメントシステムの略。

¹⁷ 南信州いいむす21:国際規格であるISO 14001の基本的な取組を地域ぐるみで環境改善活動に繋げるために簡易なシステムとして、南信州地域の事業所に合った環境管理規格のこと。(いいむす=E〔いい〕M〔む〕S〔す])

¹⁸ リーディング事業:計画を進める上で核となり、先導的な役割を果たす事業。

¹⁹ 環境モデル都市:内閣府が、低炭素社会の姿を具体的にわかりやすく示すために、低炭素社会の実現に向け高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジしているとして選定した都市。

- ⑥市民の意見を背景に、使用済物品などを適正に保管するための環境保全条例改正が行われました。
- ⑦ごみのポイ捨てや不法投棄に対する市民の目が厳しくなり、地域での啓発防止活動が盛んになるとともに、行政の取組み強化が求められるようになりました。
- ⑧アレチウリの駆除や河川敷の環境美化などの自主的な地域活動が盛んになってきました。
- ⑨南アルプス高山植物等保全対策連絡会と連携して、ニホンジカなどの増加により脅かされる高山植物の種の保全に取り組みはじめました。
- ⑩東日本大震災に伴う原発事故の影響の懸念から、空間放射線量などの測定を始めました。
- ⑪「りんご並木のエコハウス」が建設され、環境を意識した市民サロンの開催など活発に利用されています。年間1万人近い人が訪れています。
- ⑫太陽光発電の普及を促進する手段の一つとして、初期投資不要の「おひさま0円システム」が始まりました。
- ⑬中部電力株式会社との協働による「メガソーラーいいだ」が川路地区に整備され、運転が始まりました。
- ⑭移動手段の低炭素化²⁰を促す「自転車市民共同利用システム」の運用が始まりました。
- ⑮バイオスタウン構想²¹を策定し、木質バイオマス普及について、通年需要の開拓、原料と製品の流通システムの整備という課題への取組みが始まりました。
- ⑯地元企業が共同開発したLED防犯灯が、市内だけでなく市外でも採用され普及が進みました。

●第3次改訂版(対象期間：平成24(2012)年4月～平成29(2017)年3月)

第2次改訂版の対象期間中に発生した環境政策を取り巻く状況の変化を反映させるとともに、改訂時期が第5次飯田市基本構想後期基本計画の策定時期と重ったことを受けて改訂を行いました。

◆主な取組み

- ①平成25(2013)年度に、飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例が施行され、地域等においてこの条例に基づき行われる再生可能エネルギー事業(以下、「地域公共再生エネルギー活用事業」という。)への取組みが本格化しました。また、上村地区では、小沢川を活用した小水力発電による持続可能な地域づくりに向け、認可地縁団体である上村まちづくり委員会が出資し、株式会社を設立しました。

²⁰ 低炭素化:温室効果ガスの中でも、温暖化への影響が著しいと考えられている二酸化炭素の排出を可能な限り抑えることを指す。

²¹ バイオスタウン構想:地域に眠っている森林資源や捨てられている食品残渣などのエネルギーとなり得るバイオマスを、効率よくかつ地域全体で活用するための都市構想。

- ②平成26(2014)年度に、飯田市ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例が施行され、美しいまちを将来の世代へ引き継ぐ取組みが強化されました。
- ③平成26(2014)年度に、南アルプスがユネスコエコパークに登録され、自治体の枠を超えて生物多様性の取組みを行っていくことで、豊かな自然を継承していく取組みが始まりました。
- ④多様な主体による協働の重要性が高まってきたことを踏まえ、飯田市の環境政策の課題を行政、地域、事業者、市民が共有し、更なる協働を進めることとなりました。
- ⑤プランの進行管理を、第5次飯田市基本構想後期基本計画および飯田市環境マネジメントシステムISO 14001による進行管理と連動させました。

21'いいだ環境プランの構成

第1章…環境政策の基本理念、目指す方向、推進体制を説明します。

第2章…このプランに基づいて行われる、具体的な環境政策を説明します。

第3章…飯田市役所が一事業所として取り組んでいる環境マネジメントシステムについて説明します。

資料編…21'いいだ環境プラン策定の歩み、飯田市の環境の状況など

コラム 環境モデル都市とは？

将来にわたって、国が目指すべき低炭素社会の姿を具体的にわかりやすく示すために、低炭素社会の実現に向け高い目標を掲げて先駆的な取組みにチャレンジしている都市を環境モデル都市として政府が選定しています。

平成 21(2009)年度に飯田市を含め、13 都市が選定されました。飯田市は、長年にわたって環境文化都市として、市民、事業者、行政が一体となって低炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策の取組みを続けてきたことが評価されての選定でした。東日本大震災後は、エネルギー問題がクローズアップされる中、低炭素都市づくりの取組みを全国に一層普及させるため、平成 24(2012)年度に7 都市、平成 25(2013)年度に3 都市がさらに選定されました。選定された都市では、地域資源を最大限に活用し、分野横断的かつ主体間の垣根を越えた取組みにより、低炭素化と持続的発展を両立する地域モデルの実現を目指しています。

● 全国の環境モデル都市

No.	市区町名	人口	取組み概要
①	下川町 (北海道)	3,600	北の森林共生低炭素モデル社会・下川
②	帯広市 (北海道)	168,000	田舎環境モデル都市・おひひろ
③	千代田区 (東京都)	50,000	省エネ型都市づくり、エネルギー効率向上
④	横浜府 (神奈川県)	3,690,000	横浜スマートシティプロジェクトの展開
⑤	飯田市 (長野県)	108,000	市民参加による自然エネルギー導入、低炭素街づくり
⑥	高山市 (岐阜県)	420,000	高山市コンパクトシティ戦略によるCO2削減計画
⑦	豊田市 (愛知県)	420,000	次世代エネルギーとモビリティを活用した低炭素まちづくり
⑧	京都市 (京都府)	1,470,000	人が主役の魅力あるまちづくり、「地域力」を活かした低炭素化活動
⑨	堺市 (大阪府)	840,000	「快適な暮らし」と「まちの暮らし」が持続する低炭素都市
⑩	梶原町 (徳島県)	3,800	木質バイオマス地域循環モデル事業
⑪	北九州市 (福岡県)	970,000	アジアの環境フロンティア都市・北九州市
⑫	水俣市 (熊本県)	27,000	環境と経済の調和した持続可能な小規模自治体モデルの構築
⑬	宮古島市 (沖縄県)	52,000	島嶼型低炭素社会システム、「エコアイランド宮古島」
⑭	新潟市 (新潟県)	808,000	「田舎型環境都市にいがた」～地域が育む豊かな循環が循環するまち～
⑮	つくば市 (茨城県)	217,000	つくば環境スタイル「S M I L e」～みんなの知恵とテクノロジーで実現になる街～
⑯	御蔵町 (岐阜県)	19,000	地域資源(森林、公共交通、再生可能エネルギー)を活かした低炭素コミュニティ「たけ」の実現
⑰	尼崎市 (兵庫県)	451,000	「ECO未来都市あまがさき」へのチャレンジ
⑱	神戸市 (兵庫県)	1,542,000	神戸市環境モデル都市
⑲	西栗倉村 (徳島県)	1,900	「上質な田舎」を目指した、低炭素モデル社会の創造
⑳	松山市 (愛媛県)	613,000	環境と経済の両立を目指して「持続する環境モデル都市まつやま」
㉑	二七町 (北海道)	480	田舎環境リゾート都市・ニセコ スマートチャレンジ8.6
㉒	生駒市 (奈良県)	121,000	日本一環境にやさしく住みやすいまち「いこま」～市民・事業者・行政の協働で築く低炭素「循環」型住宅都市～
㉓	小国町 (熊本県)	7,900	地熱とバイオマスを活かした森林系タウン構想



第1章 21'いいだ環境プランの基本事項

この章は、環境プランの基礎的事項や環境をすべての基本に置きながら飯田市の政策を進めていくときの考え方について説明します。

第1節 21'いいだ環境プランとは

21'いいだ環境プランの内容と方向性について示します。

第2節 21'いいだ環境プランの基本的事項

21'いいだ環境プランの基本理念、対象期間などを示します。

第3節 現代の環境問題を取り巻く状況と環境政策

持続可能な社会を形成するため、現状把握と必要な考え方を示します。

第4節 21'いいだ環境プランの政策体系と推進体制

21'いいだ環境プランの政策体系と進行体制を示します。

第1節 21'いいだ環境プランとは

21'いいだ環境プランとは、飯田市環境基本条例第7条に基づき、環境の保全および創造に関する政策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画です。

具体的には以下のような内容です。

- 1 飯田市環境基本条例が示す環境政策の理念をより詳細に記述します。これは、「いいだ未来デザイン2028」における「戦略計画」「分野別計画」を、環境をすべての基本に置きながら進める際の指針となるべきものです。
- 2 「いいだ未来デザイン2028」の「目指すまちの姿」に定める8つのまち、特に「人と自然が共生する環境のまち」の内容を具現化する計画として方向性を示します。
- 3 飯田市役所の環境マネジメントシステムの基礎になる環境配慮指針を示します。このシステムは、飯田市役所のすべての政策を環境面からマネジメントすることで、地域を持続可能にしていくことに寄与することを目指すものです。

飯田市環境基本条例第7条

(環境計画の策定等)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境計画を策定しなければならない。

- 2 環境計画においては、環境の保全及び創造に関する目標、目標を達成するための施策、環境配慮指針その他の必要な事項を定めるものとする。

第2節 21'いいだ環境プランの基本的事項

1 基本理念

21'いいだ環境プラン第4次改訂版(以下「本プラン」という。)は、飯田市環境基本条例前文および第2条に定める基本理念に則り、環境政策を推進していきます。

飯田環境基本条例前文

私たちの郷土、飯田市は、南アルプスや中央アルプスをはじめとする山並みに囲まれ、天竜川沿いの河岸段丘に発達した、伝統文化の息づくまちである。美しく雄大な自然に抱かれ、その豊かな水や緑は、古来より、市民生活に潤いを与え地場産業の発展を促すなど、様々な恵みをもたらしてきた。

しかしながら、近年は、過去のような産業公害が減少する一方において、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の定着や無秩序な都市化の進展により、廃棄物の増大、生活排水や自動車などによる都市・生活型公害、身近な自然の減少、良好な景観の破壊など新たな環境問題が顕在化してきている。

私たちは、とすれば、生産の向上と便利な生活を追求するあまり、人類も生態系の中の一員であり、自然や文化の深い恩恵にはぐくまれて生存できることを忘れがちとなり、日々の活動による環境への影響は、地球的規模にまで拡大した。人類共通の重要な課題となった地球環境問題は、その解決に向けてわが国の地方自治体にも、大きな役割が求められてきている。

今こそ私たちは、広い視野に立って、すべての人々が健全で豊かな環境の恵沢を享受するとともに、将来の世代に良好な環境を引き継いでいく責務を有することを認識し、環境への負荷を低減するため、すべての者の公平な役割分担の下に社会経済システムや生活様式の変革を図っていかなければならない。

このような認識の下、私たちは、市民の総意として、美しい環境と文化の香りに包まれた持続的に発展することができる都市を、強い意志と行動により築くことを決意し、この条例を制定する。

(基本理念)

第2条 環境の保全及び創造は、情報の適切な提供及び施策の策定等への市民参加を通じて、現在及び将来の市民の健全で豊かな環境の恵沢を享受する権利の実現を図ることにより、健康で文化的な生活の確保を目的として積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境の復元力には限界があることにかんがみ、環境資源の節度

ある利用を行うこと及び環境の保全上の支障を未然に防止することを旨とし、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指し、すべての者の公平な役割分担の下に積極的に取り組むことによって行われなければならない。

- 3 地球環境保全は、地域の環境が地球環境に深くかかわっていることから、市、事業者及び市民が自らの課題であるにとらえ、それぞれの事業活動及び市民生活において積極的に推進されなければならない。

2 目標年次と対象期間

本プランの目標年次は平成32(2020)年度とし、対象期間は平成29(2017)年4月から平成33(2021)年3月までの4年間とします。

3 行動理念

本プランは、飯田市環境文化都市宣言の趣旨に則り、次の行動理念を掲げます。

① 循環

わたしたちは、限りある資源を大切に使うとともに再生可能な資源の活用に努め、環境と経済が好循環する環境に配慮したまちづくりを推進します。

② 共生

わたしたちは、地球上に存在する生態系の一員として、自然と人の営みとの調和に努めます。

③ 参加

わたしたちは、社会の一員として地域のよりよい環境を作るため、環境負荷の低減や環境保全などの行動を自主的かつ積極的に行います。

④ 国際的取組

わたしたちは、地球上の一員として国際的な枠組みに積極的に取り組むとともに、環境文化都市として率先して環境に配慮した住みやすいまちづくりを推進します。

飯田市環境文化都市宣言

平成19年3月

私たち飯田市民は、地球環境問題が人類共通の課題であることに着目し、人と自然のかかわりを見つめ直して、日々の生活から産業活動まですべての営みが自然と調和するまちづくりに、先駆的に取り組んできました。

自然環境や生活環境などを取り巻く状況が厳しさの度を増している今日、「持続可能性」と「循環」を基本にして自分たちのライフスタイルから社会の有り様に至るまでをあらためて見直し、「環境に配慮」する日常の活動を「環境を優先」する段階へと発展させながら、新たな価値観や文化の創造へと高めていく必要があります。

私たちは、かけがえのない地球にある生態系の中で自然と共生する地球市民の一員としての原点に立ち返り、先人から受け継いだ美しい自然環境と多様で豊かな文化を活かしながら、市民、事業者、行政など多様な主体の積極的な参加と行動とによって人も自然も輝く個性ある飯田市を築くことを誓い、ここに「環境文化都市」を宣言します。

4 望ましい環境像

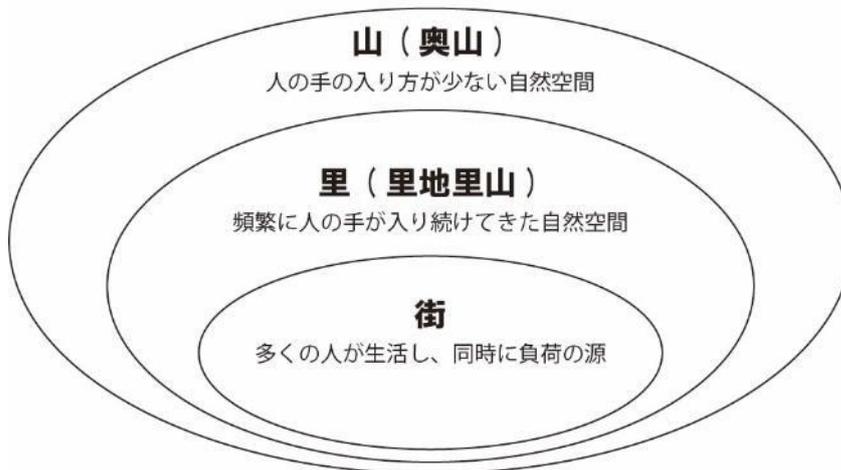
人と自然が共生する環境のまち(いいだ未来デザイン2028より)

本プランは、飯田市の望ましい環境像を上記のとおり設定します。

5 環境の捉え方

本プランは、次のとおり環境を定義します。

地球環境



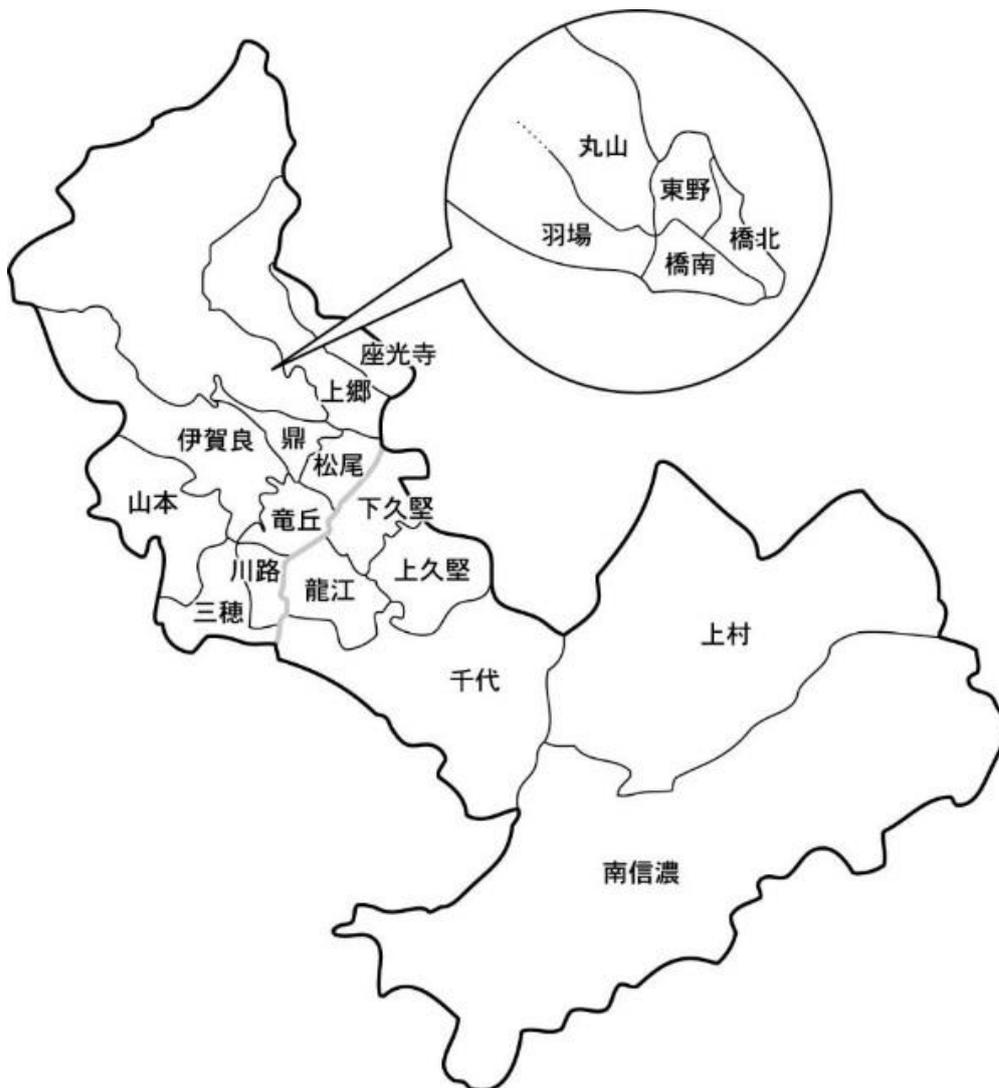
私たちの地域は、山、里、街から構成されています。

山、里は、私たちの生活の基礎となる多くの恵みをもたらしていますが、健全な自然環境の保全が課題となります。多くの人が集住している街は、人々の暮らしの中で多くの環境負荷を産み出していて、廃棄物や公害の削減などによる生活環境の保全が課題となります。

そして、この山、里、街と、その外側を含むものが地球環境です。地球温暖化問題は、私たちの社会経済活動に起因する環境負荷が増大することで深刻化しつつあります。

6 環境プランの対象地域

本プランが対象とする地域は、飯田市の全域とします。



第3節 現代の環境問題を取り巻く状況と環境政策

1 気候変動²²と地球温暖化

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書(AR5)によれば、今世紀末までの世界平均気温の上昇は0.3~4.8℃の範囲に、海面水位の上昇は0.26~0.82mの範囲に入る可能性が高いと予想されています。また、過去(1880年~2012年)に世界平均地上気温は、0.85℃上昇しています。このような気候変動は、すでに自然や人間社会に影響を与え始めており、さらに、深刻で不可逆的な影響が生じる可能性が高まることが指摘されています。

これらのことに対し、平成27(2015)年12月に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、2020年以降の温暖化対策の国際枠組み「パリ協定」が締結され、平成28(2016)年11月4日に発効され、歴史的な国際合意に基づき、化石燃料に依存しない脱炭素社会の実現を目指す取組みが始動することとなりました。このことを受け、平成28(2016)年11月7日からモロッコで開かれた国連気候変動枠組条約第22回締約国会議(COP22)で、協定の第1回締約国会議(CMA1)も同時に開催され、詳細なルール作りが本格化しています。そのことに対する我が国の対応として、平成28(2016)年5月に閣議決定された

「地球温暖化対策計画」では、今後も再生可能エネルギーの普及を強力に進めていくことに併せ、エネルギーの適切な利用を推進していくこととするとともに、平成28(2016)年11月8日に「パリ協定」を批准しました。

気候変動を抑制するためには、二酸化炭素を始めとする温室効果ガス²³の排出を大幅かつ持続的に削減する必要がありますが、将来、どのようなシナリオをとっても世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動の影響リスクが高くなると予測されています。

このようなことから、気候変動に対して、温室効果ガスの排出の抑制などを行う「緩和策」だけではなく、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応策」を進めることが求められています。

地球温暖化によってもたらされる気候変動は、人類の生存基盤や社会経済の存立基盤を揺るがす重大な脅威です。将来にわたって市民の生命・身体・財産の安全を確保していくためには、切れ目なく対策をしていかなければなりません。

環境負荷の少ないエネルギーの導入、エネルギーの適切な利用、自動車から公共交通機関などへの乗り換え促進、低炭素な生活様式への転換など、地域、事業者、家庭などでの環境負荷

²² 気候変動:気候が様々な要因(自然要因として地球自転軸の傾きの変動や太陽活動の変化など、人為的要因として森林破壊や温室効果ガス排出量の増加など)により変動すること。

²³ 温室効果ガス:大気圏に存在し、地表から放射された赤外線等を吸収する気体の総称。二酸化炭素、オゾン、メタンなどが該当。

低減の取組みをそれぞれが主体的に行っていく必要があります。

2 大量消費・大量廃棄型社会の進行

大量消費型社会の進展に伴い、天然資源の大量消費、ごみの大量廃棄が深刻化し、廃棄物処理における社会的コストの増大はもちろん、大きくなった環境への負荷は地球環境に多大な影響を及ぼしています。

環境負荷を低減していくためには、大量消費型の生活様式を見直し、資源の有効活用をはじめ、ごみの発生抑制、再使用、再生利用、さらに熱回収、適正処理に努めながら廃棄されるごみを最小限に抑えていかなければなりません。

今の私たちには、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された循環型社会の実現を目指していくことが求められています。

3 生物多様性の危機

現代は、「第6の大量絶滅時代」ともいわれ、過去の5回と比べ種の絶滅速度が速く、その主な原因は人間の活動による影響であると考えられています。生活様式や産業構造の変化、人口減少や高齢化など社会経済の変化に伴い、自然に対する人の働きかけが弱まることにより、里地里山²⁴の環境の変化や種の減少につながる恐れがあります。また、人為によって意図的、

偶発的に国外や国内の他の地域から持ち込まれた外来種が、地域固有の生態系にとって大きな脅威となっています。

科学技術が発達してきた現代においても、絶滅した種をよみがえらせることはできません。また、個体数が著しく減少した種は、対策により順調に個体数が回復しても、自然状態で安定的に存続するには、依然課題がある場合があります。生物多様性は、気候変動に対して特に脆弱で、世界平均気温の上昇が1.5℃～2.5℃を超えた場合、これまで評価対象となった動植物種の約20～30%は絶滅リスクが高まる可能性が高いと予測されています。

国連の将来人口推計によれば、今世紀末には全世界人口は100億人に到達すると予測されていることから、地球上の限られた資源をこれまで以上に皆で分かち合うことが必要です。一方、国内に目を向けると、人口減少や高齢化が進行することで、今まで人間の手が入っていたことにより守られていた生態系が崩れる恐れがあることも大きな課題となっています。

私たちは、短期的な生産性や効率性のみを求めめるのではなく、生態系を継続的に保全し、回復能力を超えない範囲で利用することで、その恵みを持続的に享受していくことが可能となることを理解し、地球の長い歴史の中で育まれてきた命のつながりを維持していくことを常に考えて行動する必要があります。

併せて、地域の生態系を保全していくために

²⁴ 里地里山:原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。

も、水源、森林、里山、農地などの保全、環境美化などを適切に進めていくことが必要です。

4 継続した環境学習の必要性

市民一人ひとりが、環境から与えられる計り知れない恵みを理解し、環境を大切にする気持ちを育むことが大切です。その上で、それぞれの日常生活の行動が環境にどのような影響を及ぼしているか、また、そのことが自分たちの生活や将来の世代にどのような影響があるかなど、人間と環境との相互作用について正しく認識し、日常生活の行動に生かしていく必要があります。

今日の環境教育・環境学習は、「環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動へ参加することや問題解決に資する能力を育成すること」を通じて、市民一人ひとりが具体的行動に取り組み、持続可能な生活様式や経済社会システムの実現に寄与するものと位置付けます。

さらにこれを一歩進めて、市民の日常生活や社会活動において環境負荷の少ない行動を現実のものとし、持続可能な社会の実現に、目に見える役割を果たすことが期待されています。

また、環境問題の解決のためには、新たな問題の発生を未然に防止していくための行動力、科学的知見や考察を基にしたまちづくりを進めることも必要であり、環境教育・環境学習には、このような面からの期待も高まっています。

環境を大切に思う気持ちを将来にわたって育み続けるために、大人はもちろんのこと、特に次世代を担う子どもたちに主眼を置いた環境教育・環境学習を推進する必要があります。

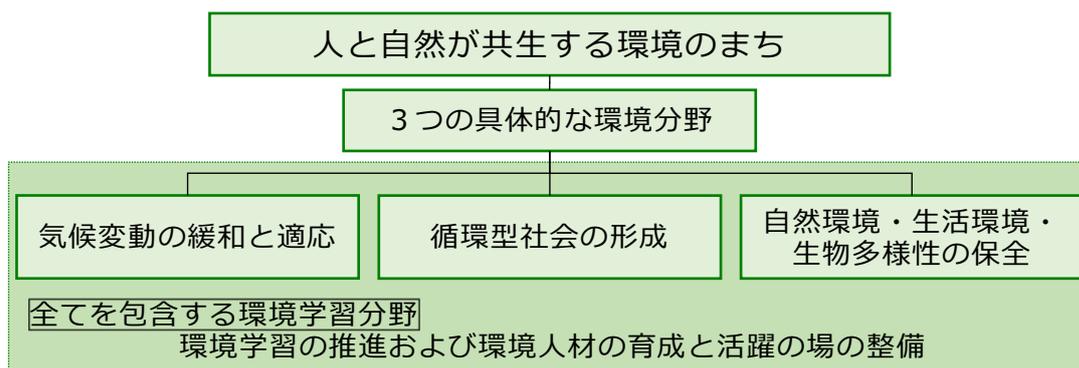
環境学習は、「気づきから行動へ」を基本に掲げ、教育機関や地域活動など様々な取組みの場面において定着し、多様な主体との協働によって市全体に広がるように推進していきます。

第4節 21'いいだ環境プランの政策体系と推進体制

1 環境プランの政策体系

本プランは、下図のような政策体系による政策を進めていきます。

このプランの基本目標を実現するために、3つの具体的な環境分野に対応する政策とすべてを包含する環境学習分野を設定します。



2 21'いいだ環境プランの基礎指標

本プランの全体の進行状況は、次の指標によって管理します。

指標一覧

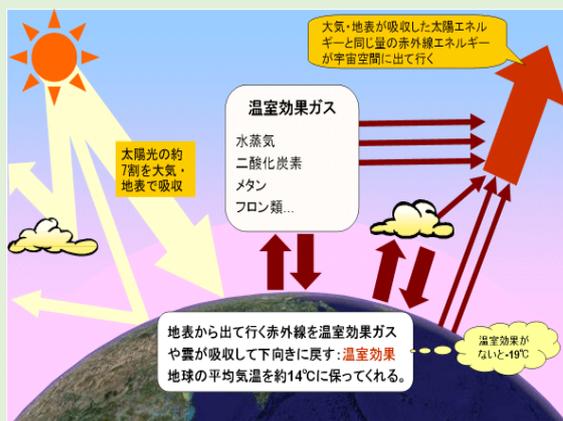
- <指標 1> 飯田市全体が排出する温室効果ガスの排出量(t-CO₂)
- <指標 2> 再生可能エネルギー利用等による温室効果ガスの削減量(t-CO₂)
- <指標 3> 市内の太陽光発電電力量が一般家庭の年間電力消費量に占める割合(%)
- <指標 4> 環境負荷低減活動を継続的に実施している市民の割合(%)
- <指標 5> 環境マネジメントシステムに取り組んでいる事業所数(所)
- <指標 6> 一世帯あたりの温室効果ガス平均排出量(t-CO₂)
- <指標 7> 飯田市内の森林管理による温室効果ガスの吸収量(t-CO₂)
- <指標 8> 市民一人あたりが1日に排出するごみの量(家庭系一般廃棄物)(g)
- <指標 9> 環境美化活動に取り組んだ市民等(地域、事業者、団体、市民)の割合(%)
- <指標 10> 自然とのふれあいを持ったことがある市民の割合(%)
- <指標 11> 一斉水辺等美化活動に参加した世帯の割合(%)
- <指標 12> 森林面積(国有林を除く)(ha)
- <指標 13> 森林で行う間伐面積のうち搬出間伐面積(ha)とその割合(%)

- <指標 14> ユネスコエコパークエリア内の二ホンジカの駆除頭数(頭)
- <指標 15> 環境汚染に関する通報件数(件)
- <指標 16> 微小粒子状物質(PM2.5)の現状と動向($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
- <指標 17> 松川中流域および野底川の水質階級(水質階級 I の生物指標の割合)(階級レベル)
- <指標 18> 河川の BOD²⁵の環境基準値達成率(%)
- <指標 19> 騒音の環境基準値達成率(%)
- <指標 20> 悪臭の防止目標の基準値達成率(%)
- <指標 21> 有害物質の現状と動向(重大な影響の有無)

※本プランにおける温室効果ガスは、二酸化炭素を対象とします。

コラム 温室効果ガスについて

温室効果ガスとは、水蒸気、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、亜酸化窒素 (N₂O)、フロンなどの温室効果があるガスのことを指しています。地球の平均気温は約 14 度ですが、もしも地球上に温室効果ガスがなかったとすれば、平均気温は -19 度となり、生命の存在できない極寒の星となるはずですが。しかしながら地表の気温は、「太陽から届く日射が大気を素通りして地表面で吸収され、加熱された地表面から赤外線形で熱が放射され、温室効果ガスがこの熱を吸収し、その一部を再び下向きに放射し地表面や下層大気を加熱する」という仕組みにより生物の生存に適した気温に保たれています。



20 世後半からの人間の活動がより活発になったことによって「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、近年の世界の平均気温が過去 1300 年間を見ても例を見ない急上昇の値を示しており、現在地球は温暖化の傾向にあると報告されています。

出展：気象庁 HP

²⁵ 河川の BOD: 河川の BOD(生物化学的酸素要求量)は、最も一般的な水質指標であり、水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したものである。値が大きいくほど腐敗性物質が多く、水質が悪いと判断することができる。

3 21'いいだ環境プランの推進体制

本プランの各政策を推進するために、第3次改訂版同様、飯田市をはじめとする行政機関、地域団体、市民団体、事業所、市民などの多様な主体の役割分担や、対等なパートナーシップに基づいた協働体制による推進を目指します。

飯田市は、これまでも環境政策の課題、目標、事業の性格などに応じて、多様な主体との協働体制による推進を行ってきており、この取り組みが「日本の環境首都コンテスト」などでも高い評価を得てきました。

これからも、政策の推進において多様な主体による協働をより強化、深化させ、地域ぐるみで本プランに基づき取り組みを進めていきます。

4 21'いいだ環境プランの進行管理

本プランの進行管理は、「いいだ未来デザイン 2028」の進行管理および環境マネジメントシステムと連動し、毎年度、事業を計画し、実行、評価、改善による PDCA サイクル²⁶に基づいて行います。

(1) 環境レポートの役割

飯田市環境基本条例第8条の規定により、本プランの進行管理を行うために、環境レポートを毎年作成し、公表します。

環境レポートの主な内容は、飯田市の環境の状況や、21'いいだ環境プランに基づいて実施された政策の進捗状況などで、具体的には、基礎指標などの測定結果、前年度までの事務事業や環境マネジメントシステムの運用概況、それらに対する評価と以降の見直しなどです。

環境レポートは、21'いいだ環境プランに基づき、「いいだ未来デザイン 2028」における事業の進行管理の結果等を受けて作成されるものです。また、必要に応じて、飯田市環境審議会や市民などからの意見をお聞きした上で、本プランの修正も行います。

※飯田市環境基本条例 第8条(年次報告書の作成及び公表)

第8条 市長は、環境の状況、環境計画に基づいて実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、飯田市環境審議会の意見を聴くとともに、これを公表しなければならない。

²⁶ PDCA サイクル:事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

